

# 上下水道局からのお知らせ

## 農業集落排水をご利用の 浜改田・久礼田・国分地区の皆さんへ

- ①世帯人数により使用料が課せられますので、人数に増減が生じたときは、速やかに上下水道局へご連絡ください
- ②農業集落排水事業の使用者人数による認定水量については下表の通りですので、使用者人数と使用料金の確認をお願いします。

(一般家庭)

| 使用者人数(人) | 認定水量(m <sup>3</sup> ) | 使用料金(円) |
|----------|-----------------------|---------|
| 1        | 13                    | 1,425   |
| 2        | 19                    | 2,120   |
| 3        | 25                    | 2,865   |
| 4        | 31                    | 3,640   |
| 5        | 37                    | 4,480   |
| 6        | 43                    | 5,325   |
| 7        | 49                    | 6,165   |
| 8        | 55                    | 7,115   |

\*平成26年4月1日現在

※お問い合わせは、上下水道局(☎863-1234)まで

## 下水道への接続を

市では、中心市街地と緑ヶ丘では公共下水道事業を、浜改田・久礼田・国分では農業集落排水事業を行っています。

現在、計画に従って下水道管を整備していますが、この事業も皆さんが接続し、利用しなければその目的を達成することができません。快適で住みよい生活環境を守るため、整備済み地区の皆さんには1日でも早い接続をお願いします。

## 8月分および9月分の水道料金について

水道メーターの定期検針は、前回検針日からほぼ1カ月間隔になるように行っています。しかし、台風や大雨などの影響で8月の検針が遅れていた場合、検針の間隔が1カ月にならないため、8月分と9月分の水道料金が大きく変わることがありますのでご了承ください。

## 知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。

## ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

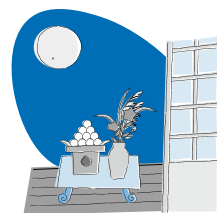
老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより未納期間がある場合、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して納付することで、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合で昭和40年4月1日以前の生まれの

方は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。



※お問い合わせは

南国年金事務所(☎864-1111)

市民課年金係(☎880-6555)まで

## 9月1日から、税の証明・閲覧などを申請する際に 申請者の本人確認用書類の提示が必要になります

これまでは、税の証明・閲覧などを申請する際に印鑑などによる簡易な本人確認を行っていましたが、9月1日から申請者の本人確認用書類の提示が必要になります。

税の証明・閲覧などを申請する際は、**必ず本人確認用書類を提示**してください。  
なお、確認の際に書類の識別番号などを控えますので、あらかじめご了承ください。

### ○本人確認用書類の例

|                  |                                                           |                                                                                                                                                                                 |
|------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1<br>点<br>確<br>認 | <b>A</b><br>公の機関が発行<br>(顔写真付)                             | ・運転免許証<br>・パスポート<br>・住民基本台帳カード(顔写真付)<br>・身体(精神)障害者手帳、療育手帳<br>・その他の免許証、許可証、資格証明書など(顔写真付)                                                                                         |
| 2<br>点<br>確<br>認 | <b>B</b><br>公の機関が発行<br>(顔写真無し)<br><br>※2点確認の際に<br>必ず1点は必要 | ・各種健康保険の被保険者証など<br>(健康保険、国民健康保険、共済組合保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険など)<br>・国民年金手帳<br>・年金証書<br>(国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書など)<br>・住民基本台帳カード(顔写真無し)<br>・その他の免許証、許可証、資格証明書など(顔写真無し) |
|                  | <b>C</b><br>公の機関以外が発行                                     | ・学生証 または 生徒手帳<br>・会社が発行する身分証明書(顔写真付) など                                                                                                                                         |

### 本人確認に必要な書類の組み合わせ3例

[ **A** (1点) ] [ **B** + **B** ] [ **B** + **C** ]

※上記の3例でのみ本人確認が可能です。(BまたはC1点のみや、C+Cは不可)

◎皆さまの**個人情報保護**を目的としていますので、ご理解とご協力をお願いします◎

注意事項：今回の案内は申請者の本人確認についてのみの案内であり、本人以外が税の証明・閲覧などを申請する際は委任状などが別途必要ですので、あらかじめ担当課にご確認ください。

※お問い合わせは、税務課(☎880-6554)まで